平成２８年（フ）第２２７号
新潟市東区牡丹山５丁目13番24号　シャルム下沢205号
債務者　荒川　麻紀
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３９号
新潟市中央区親松61番地４　ライフ親松102号、前住所新潟県新発田市中曽根町３丁目５番24号　サンブライトⅠ　102
債務者　関川　正俊
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４０号
新潟市東区紫竹４丁目21番36号　新和荘101号
債務者　平野　　渉
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６９号
金沢市北森本町イ100番地６、従前の住所金沢市平和町２丁目５番14号
債務者　杉本美由紀
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０８号
金沢市松島２丁目118番地　レジデンスＫＡＺＵＭＩ105号、従前の住所石川県河北郡津幡町字能瀬ホ34番地４
債務者　寺井　亮人
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５７号
長野県諏訪市諏訪１丁目19番11号
債務者　中村　　浩
1　決定年月日時　平成28年８月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第６０号
長野県茅野市宮川3710番地イ
債務者　小池　亮一
1　決定年月日時　平成28年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第５０号
長野県飯田市鼎名古熊1993番地２
債務者　井坪ちひろ
1　決定年月日時　平成28年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第２４２号
兵庫県尼崎市武庫之荘９丁目30番17号
債務者　児島　美嘉
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２９６号
兵庫県芦屋市奥山１番地の27　フォーシーズンズ芦屋101号、前住所兵庫県芦屋市東芦屋町23番18―103号
債務者　石川　隆之
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２９７号
兵庫県芦屋市奥山１番地の27　フォーシーズンズ芦屋101号、前住所兵庫県芦屋市東芦屋町23番18―103号
債務者　芦屋野菜人こと　石川あすか
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３２０号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町１丁目10番１号　阪南ビル303、前住所兵庫県尼崎市長洲本通３丁目８番39号
債務者　吉村由香子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第７９号
鳥取県境港市芝町469番地１　ベルシェリルＢ205、前住所鳥取県米子市東町189番地１1104号
債務者　朝津　博司
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第４８号
広島県尾道市栗原町5022番地３
債務者　藤原幸次郎
1　決定年月日時　平成28年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第７７号
山口県下関市清末鞍馬３丁目４番５―102号ハピネスタウン
債務者　松岡　憲治
1　決定年月日時　平成28年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
山口県下関市秋根西町１丁目９番46号　エリートマンション　105号
債務者　平田富美江（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成28年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
山口地方裁判所下関支部破産係